

# 秋の全国交通安全運動に ご協力下さい

## 《 期 間 》

令和5年9月21日（木）から9月30日（土）までの10日間

- ※「県内一斉大監視」 9月26日（火）
- ※「交通事故死ゼロを目指す日」 9月30日（土）

## 《 目 的 》

秋は、日の入り時間が急激に早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の危険性が高まります。

特に、夕暮れ時に歩行者が被害に遭う交通事故が多いほか、歩行中や自転車乗車中に交通事故のうち、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっています。また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が原因となるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、次の運動重点に沿った秋の全国交通安全運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図りましょう。

## 《 運動重点 》

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 《スローガン》

ストップ・ザ 交通事故  
～高めようモラル 守ろうルール～

## 《サブスローガン》

実践しよう 交通安全スリー<sup>エス</sup>運動



### Stop (ストップ)

赤信号は確実にストップ  
一時停止場所では自転車もストップ  
横断歩道や交差点では歩行者優先  
飲酒運転を根絶

### Slow (スロー)

こどもや高齢者を見かけたらスローな運転  
見通しが悪い交差点では徐行

### Smart (スマート)

全ての人に対して思いやりをもった運転と、  
運転中はスマートフォン等を絶対使用しない  
スマートな運転  
シートベルトの全席着用の徹底  
急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセル  
の踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転



愛知県中警察署  
愛知県交通安全協会中支部  
中区安全運転管理協議会

# 自転車や電動キックボードは ルールを守って安全に利用しましょう。

装備が保安基準を  
満たしているか  
チェックし、

ルールを守って  
安全に乗りましょう

免許が不要な電動キックボードは  
道路運送車両の保安基準に適合  
した「特定小型原動機付自転車」  
に限られます。

令和5年7月1日から、原動機付自転車は  
車体の大きさや構造などに応じて  
「一般原動機付自転車」と  
新区分「特定小型原動機付自転車」に区分されます。  
いわゆる電動キックボードのうち、基準を満たしたものは、  
区分に応じた新しいルールで走行できるようになりました。

## こうなる!

電動キックボードの形状をしているもののうち、  
「特定小型原動機付自転車」は  
免許が要らない!  
ヘルメットの着用は努力義務!  
16歳未満は運転禁止!



※形状は様々なものがあり、  
イラストは一例です

### 新区分「特定小型原動機付自転車」 として扱われるもの

車体の大きさ	長さ190cm以下 幅60cm以下
原動機	定格出力が 0.60kW以下の電動機を用いること
最高速度	20km/h を超える速度を出すことができないこと ※20km/hと6km/hなど最高速度の設定が変更できるものは 走行中に設定が変更できないこと
仕組み	AT(オートマチック、トランスミッション)機構であること
最高速度表示灯	灯火が緑色で、点灯又は点滅するものが備えられていること ※特例特定小型原動機付自転車の場合は 最高速度表示灯を点滅させることが必須
<b>その他の義務</b>	
自賠責保険(共済)への加入義務やナンバープレートの取得と表示義務	
<b>運転者の遵守事項</b>	
運転者の条件	16歳以上であること(免許不要)
ヘルメット着用	努力義務
通行場所	車道通行が原則、他、普通自転車専用通行帯の通行可 ※6km/hを超えない速度など、特例特定小型原動機付自転車として各種条件を満たした 場合、最高速度表示灯を点滅させようであれば、特定の歩道や路側帯の通行も可

車道通行が原則。歩道を通行できるのは例外的な場合に限られます!  
これから電動キックボード等に乗る人はルールを確かめ、これまで乗っていた人は、ルールを改めて確認し、安全に走行しましょう。

愛知県交通安全協会

# こう乗る! 電動キックボード等の交通ルール

電動キックボード等が新区分「特定小型原動機付自転車」として、公道を走行するには、一定の基準を満たさなければなりません。基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、一般原動機付自転車や自動車となり、対応する免許が必要です。そのうえで、車両区分に応じた交通ルールが適用されるので注意しましょう。

## 車道通行が原則

車道の左側端を通行しなければなりません。

※自転車道は通行することができます。

信号機の信号や標識を守らなければなりません。

原則として、車両用の信号に従わなければなりません。歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合や、歩道を通行する特例特定小型原動機付自転車が横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機に従いましょう。

●自動車損害賠償責任保険(共済)への加入が義務です。  
事故による多額の賠償や自身の傷害等に備えて任意保険にも加入しましょう。

●各自治体でナンバープレートを取得し、取り付けなくてはなりません。



●交通反則通告制度の対象です。  
運転免許が不要なため点数制度の対象外で、違反した場合には点数は付きません。しかし交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象であるため、行政上の手続として反則金や放置違反金の納付が必要です。

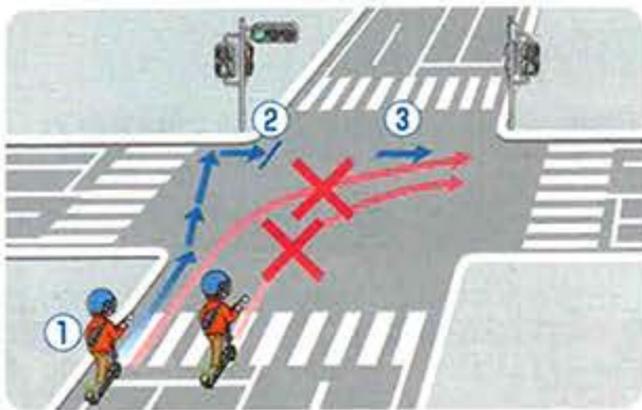
●16歳未満の人は運転禁止です。  
罰則 6カ月以下の懲役又は、10万円以下の罰金

●飲酒運転は厳罰です。  
酒や車両を提供した人も厳罰に!

●事故が起きたときは、負傷者を救護し、直ちに警察に報告しなければなりません。

## 交差点は二段階右折です

特定小型原動機付自転車等が右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



- ①青信号で交差点の向こう側まで直進する
- ②その地点で止まって右に向きを変える
- ③前方の信号が青になってから進む

※条件により「小回り右折」ができるのは、一般原動機付自転車です。

## 例外的に「歩道等」を通行できる特例特定小型原動機付自転車

歩道等を通行できるのは特定小型原動機付自転車のうち「特例特定小型原動機付自転車」で、次のいずれにも該当し、他の車両を牽引していないものに限られます。

- 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること
- 最高速度表示灯の点滅中は時速6kmを超える速度を出すことができない車体の構造であること
- 側車を付けていないこと
- ブレーキが走行中、容易に操作できる位置にあること
- 鋭い突出部がないこと

ただし、保安基準を満たす特例特定小型原動機付自転車であっても、すべての歩道等を通行できるわけではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識(左図)等が設置されている歩道や道路の左側に設けられた路側帯(歩行者用路側帯を除く)に限られます。



歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分又は特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分を徐行しなければなりません。

※歩道等とは、歩道と路側帯をいいます。

## 特定小型原動機付自転車運転者講習の対象となる17の危険な行為

特定小型原動機付自転車乗車中に次の「特定小型原動機付自転車危険行為」をし、3年以内に2回以上違反をする、または交通事故を起こすと、講習の受講が命じられ、3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。

<p>1 信号無視</p>	<p>2 通行禁止違反</p> <p>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</p>		
<p>3 歩行者用道路徐行違反</p> <p>※通行が認められている歩行者用道路の場合。</p>	<p>4 通行区分違反</p> <p>※歩道通行や車道の右側通行などの行為。</p>		
<p>5 歩道徐行等義務違反</p> <p>※特定小型原動機付自転車のうち特例特定小型原動機付自転車に限ります。</p>	<p>6 路側帯進行方法違反</p> <p>※特定小型原動機付自転車のうち特例特定小型原動機付自転車に限ります。</p>		
<p>7 遮断踏切立入り</p>	<p>8 優先道路通行車妨害等</p>	<p>9 交差点優先車妨害</p>	<p>10 環状交差点通行車妨害等</p>
<p>11 指定場所一時不停止等</p>	<p>12 整備不良車両の運転</p>	<p>13 酒気帯び運転等</p>	<p>14 共同危険行為等</p>
<p>15 安全運転義務違反</p>	<p>16 携帯電話使用等</p> <p>※「交通の危険」を生じさせた場合や、携帯電話を「保持」して画面を注視するなどの行為。</p>	<p>17 妨害運転</p> <p>※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、クラクションを執拗に鳴らすなどの行為。</p>	<p>特定小型原動機付自転車運転者講習の講習時間は… 3時間 講習手数料… 6,000円(標準額) 命令に従わずに講習を受けないと… 5万円以下の罰金</p>

# やめましょう **ながらスマホは危険です**

## 注意がそれる! その一瞬が交通事故に!?

携帯電話使用等(交通の危険)違反点6点  
※交通反則通告制度の対象外で刑事手続になります。

携帯電話使用等(保持)違反点3点  
反則金 大型車 25,000円 普通車 18,000円  
二輪車 15,000円 原付車 12,000円



## 急な変化に対応できない! その一瞬が迷惑・危険!?

自転車に乗りながら、携帯電話やスマートフォンの操作をしていて歩行者に衝突し、重傷を負わせる事故が発生しています。自転車でも加害責任を問われ、高額な賠償金の支払いを命じられることも。

## 周囲が見えていない! その一瞬が命取り!?

急に立ち止まるなどの迷惑行為をしたり、人や車の接近に気づかずに衝突してしまうばかりか、命を落とす事故も起きています。



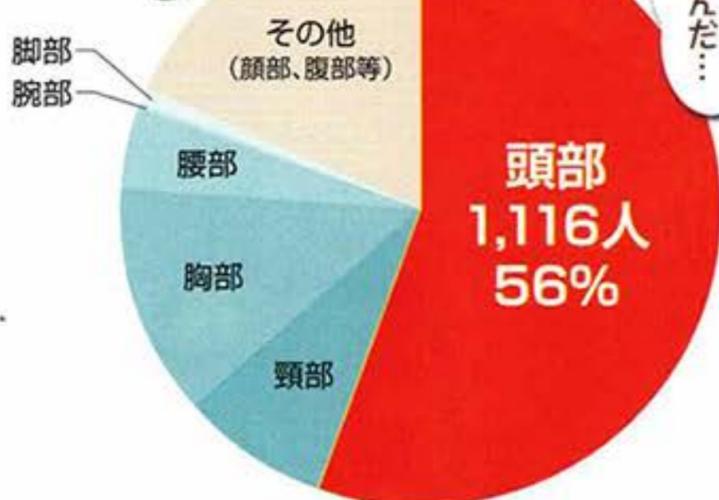
あぶないネ  
ながらスマホ……

歩行中や運転中のスマホの操作や画面注視は、危険が迫っていることに気づかなかつたり、とっさの判断が鈍り、自分ばかりか周囲の人を傷つけてしまうことさえあります。「周りの人が気を付けているだろう」と危険回避を他人任せにしている自分がいれば、周りの人も、自分同様に周囲に注意を向けていないかもしれません。被害者にも加害者にならないよう、「ながらスマホ」はやめましょう。

# 自転車乗車時のヘルメット着用が 努力義務となりました。

知っていますか？ 自転車乗用中の事故で亡くなられた方の

約**6割**が、**頭部に致命傷**を負っています。



自転車乗用中死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)  
(平成30年~令和4年合計 2,005人/警察庁HPより)

事故のときに  
頭を打って  
しまったんだ...



ヘルメットを  
かぶらないと  
死亡する割合が  
こんなに高く  
なるんだね...



自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率  
(平成30年~令和4年合計/警察庁HPより)  
※「致死率」とは、死傷者数に占める死者数の割合

備えましょう!

事故で負傷した際の**後遺障害を軽減**するためにも、**頭を守ることがとても大切です**。  
もし、ヘルメットを着用せずに事故にあった場合は、自転車側の過失割合が高くなる可能性があります。  
**基準に合った、自分に合ったヘルメットを、正しく着用!**



ヘルメット着用は  
努力義務です

ヘルメットを選ぶときは...

- SGマークやCEマークなど、安全基準をクリアしている表示が付いた製品を選ぶ。
- サイズが合っているものを選ぶ。  
実際にかぶってみて、緩かったり、きつかったりしていないか、痛いところはないかなどを確認しましょう。



ヘルメットを着用するときは...

- ヘルメットを正しい角度で装着する。
- あごひものバックルをしっかり締める。  
事故の際にヘルメットが外れてしまわない程度に締めます。苦しくならないように、あごとあごひもの間に人さし指1本が入る程度を目安に、長さを調整しましょう。

ヘルメットの先端が  
眉毛付近にくるように  
角度を合わせましょう。



「髪にクセがつく」とか  
「ムシやダニ」などの  
ストレスを  
軽減するタイプや、  
デザイン性に優れた  
ヘルメットもあります



相手のため、自分のために、万が一の事故に備えて、自転車保険等に参加しましょう。

守りましょう!

## 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



※保護者は、自身がヘルメット着用にとともに、幼児を幼児用座席に乗せるときや、児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません